

子ども手当(国制度)の手続きはお済みですか

9月30日までに申請した方には22年4月分から支給します

- 手当の対象になる方
次の①②の両方に該当する方が対象です。
- ① 区内在住(区に住民登録・外国人登録(短期滞在を除く)をしている)の方
- ② 15歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんの保護者の方
- 申請が必要な方
次の①②いずれかに該当

中学生までを対象とする「子ども手当」制度が、4月から始まっています。申請が必要な方は、お早めに手続きをお願いします。

22年3月31日現在、新宿区で児童手当(小学生までの児童を対象とした国の制度)を受給していた方は、申請の必要はありません(支給停止中の方を除く)。

【問合せ】子どもサービス課子ども医療・手当係(本庁舎2階) ☎(5273) 4546へ。

- 手当の金額
お子さん1人に付き月額1万3千円です。
- 手当の支給
22年9月30日(金)(消印有効)までに申請した方は、22年4月分から支給します。10月1日(金)以降の申請は、申請した月の翌月分からの支給となります。
- ※ 22年4月以降に出生・新宿区に転入したお子さん

当する方は、申請が必要です。

① 22年3月31日現在、児童手当(小学生までの児童を対象とした国の制度)を受給していなかった方

② 中学2・3年生の保護者の方

※ 公務員の方は原則として勤務先から支給されるため、勤務先で手続きしてください。

※ 保護者が区内在住で対象のお子さんが区外に住まいの場合は、子どもサービス課へお問い合わせください。

子ども手当(国制度)の支給開始により、区が中学生を対象に支給していた「新宿区児童手当」は、22年3月分をもって支給を停止しました。現在中学2・3年生の保護者の方は、お早めに子ども手当の申請手続きをお願いします。

中学生対象の
新宿区児童手当を受給していた方へ

子ども手当(国制度)の支給開始により、区が中学生を対象に支給していた「新宿区児童手当」は、22年3月分をもって支給を停止しました。現在中学2・3年生の保護者の方は、お早めに子ども手当の申請手続きをお願いします。

子ども手当(国制度)の支給開始により、区が中学生を対象に支給していた「新宿区児童手当」は、22年3月分をもって支給を停止しました。現在中学2・3年生の保護者の方は、お早めに子ども手当の申請手続きをお願いします。

子ども手当(国制度)の支給開始により、区が中学生を対象に支給していた「新宿区児童手当」は、22年3月分をもって支給を停止しました。現在中学2・3年生の保護者の方は、お早めに子ども手当の申請手続きをお願いします。

子ども手当(国制度)の支給開始により、区が中学生を対象に支給していた「新宿区児童手当」は、22年3月分をもって支給を停止しました。現在中学2・3年生の保護者の方は、お早めに子ども手当の申請手続きをお願いします。

子ども手当(国制度)の支給開始により、区が中学生を対象に支給していた「新宿区児童手当」は、22年3月分をもって支給を停止しました。現在中学2・3年生の保護者の方は、お早めに子ども手当の申請手続きをお願いします。

障 受給者証をお送りしました

心身障害者医療費助成制度を受給し、9月以降も受給資格のある方に、9月1日から1年間有効の受給者証を郵送しました。届いていない方は、お問い合わせください。

- 次の方は申請を
【対象】健康保険に加入し、原則として区内在住で、平成21年中の所得が基準額(右表)以下で、次のいずれかに該当する方。
- ▶ 身体障害者手帳1級・2級(内部障害は3級を含む)、▶ 愛の手帳1度・2度
- ※ 「手帳を取得した年齢が65歳以上の方」「後期高齢者医療被保険者証をお持ちで22年度の住民税が課税の方」「健康保険の自己負担のない施設に入所している方」は対象になりません。以前に資格を喪失した方でも、「所得が基準額以下になった方」は申請できる場合があります。
- 【申請先・問合せ】障害者福祉課経理係(本庁舎2階) ☎(5273) 4520へ。

扶養親族等	所得制限基準額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円

※以降扶養親族等が1人増すごとに38万円を加算(さらに、老人控除対象配偶者・老人扶養親族のときは1人に付き10万円、特定扶養親族のときは1人に付き25万円を加算)

※所得額とは、総所得から雑損・医療費・社会保険料(世帯主や扶養義務者の場合は8万円)・小規模企業共済等掛金・勤労学生・寡婦(夫)・特定の寡婦・障害者・特別障害者・配偶者特別の各控除を差し引いた額です(受給者の所得は、受給者本人の障害者・特別障害者控除はできません)。

※受給者が未成年の場合、世帯主や扶養義務者の所得が対象となります。

※介護のため参加が難しい方に
3) 4080へ。先着順。

※介護のため参加が難しい方に
3) 4080へ。先着順。

【内容】包み込むように触れることを基本にした緩和ケア「タクティルケア」認定指導員の講演と参加者同士の交流会

【費用】無料

【申込み】電話で落合第一高齢者総合相談センター ☎(3953) 4080へ。先着順。

【日時】10月6日(水)午後1時～3時30分

【会場】落合第一地域センター(下落合4-6-7)

【対象】区内在住で高齢者を介護している方、介護経験があり、交流会の活動に意欲のある方、30名

【内容】包み込むように触れることを基本にした緩和ケア「タクティルケア」認定指導員の講演と参加者同士の交流会

【費用】無料

【申込み】電話で高齢者サービス課高齢者相談係(本庁舎2階) ☎(5273) 4593へ。予約時にご家庭での様子を伺います。介護のため参加が難しい場合はご相談ください。

【日時・内容】▼①10月8日(金)：病気の理解と援助、▼②14日(木)：かわり方と家族の健康、▼③22日(金)：介護経験者からのメッセージと利用できる制度の説明、▼④29日(金)：施設見学、①は午後2時～4時、②③④は午後1時30分～3時30分

【会場】マザース新宿(新宿7-3-31)

【対象】認知症と診断された区内在住の高齢者を日常的に介護している家族で、原則として全回参加できる方、20名

【費用】無料

【申込み】電話で高齢者サービス課高齢者相談係(本庁舎2階) ☎(5273) 4593へ。予約時にご家庭での様子を伺います。介護のため参加が難しい場合はご相談ください。

はデイサービス・ヘルパー派遣の利用等の支援をします。ご相談ください。

認知症介護者教室
(4日制)

福祉

原爆被爆者の方への見舞金

該当の方は申請してください。21年度に受給し引き続き区内在住の方には、9月下旬に申請書をお送りします。

【対象】22年8月1日現在、区内在住で「被爆者健康手帳」をお持ちの方

【支給時期・金額】10月下旬に1万円を支給

【手続きに必要なもの】被爆者健康手帳・銀行等の預金通帳・印鑑

【申請先・問合せ】10月4日(月)までに障害者福祉課経理係(本庁舎2階) ☎(5273) 4520へ。

認知症サポーター養成講座

【日時】9月28日(火)午後6時30分～8時30分

【内容】いすに座ってできる筋力アップ運動とヘルシー簡単料理(①②は同じ内容)

【費用】無料

【申込み】希望時間(①②の別)

介護支援ボランティア・ポイント事業参加者募集

65歳以上の区民の方が、ボランティア活動を通して地域で生き生きと暮らせるように応援し、地域での支え合いを進めています。

対象になる活動は、区内高齢者施設でのボランティア活動(左記)、地域見守り協力員(一人暮らしの方の見守り)活動、ちょこっと困りごと援助協力員(高齢者の方の日常生活支援)活動です。

● 施設でのボランティア活動の流れ

① 講習会(下記)に参加し、介護支援ボランティアとして登録、▼②高齢者施設と活動内容(配せん・話し相手・芸披露ほ

【会場】区役所第1分庁舎7階人材育成センター

【対象】区内在住・在勤・在学の方、60名

【申込み】電話で高齢者サービス課高齢者相談係(本庁舎2階) ☎(5273) 4593へ。先着順。

【日時】9月29日(水)、▼①午前11時15分～午後0時45分、▼②午後2時～3時30分

【会場】東急スポーツオアシス(歌舞伎町2-44-1、東京都健康プラザハイジア地下1階)

【対象】区内在住で65歳以上の方、各15名(介護保険で「要介護」「要支援」と認定されている方を除く)

【内容】いすに座ってできる筋力アップ運動とヘルシー簡単料理(①②は同じ内容)

【費用】無料

【申込み】希望時間(①②の別)

【日時】9月16日(木)午後2時30分～4時

【会場】大久保こども館(大久保1-4-1)

【対象】区内在住で65歳以上の方、35名

【費用】無料

【申込み】電話で区社会福祉協議会 ☎(5273) 9191へ。先着順。